

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会
顕彰規程

(趣 旨)

第1条 民生委員児童委員として、永年にわたり、地域福祉の向上発展に寄与された功績顕著なものを顕彰するものとする。

(顕彰の方法)

第2条 千葉県民生委員児童委員大会（以下「大会」という）において、本会会長名の「表彰状」及び記念品を贈呈して行なう。

(顕彰の対象)

第3条 功績顕著で次の各号のいずれかに該当し、市町村民生委員児童委員協議会長から推薦のあった者とする。

- (1) 在任期間が40年（在任期間が中断している場合は、在任期間を通算する）を越える者
- (2) 定年その他の事由で、次期改選期に退任することが明らかである場合で、在任期間が35年を越える者
- (3) 退任者で在任期間が35年を越える者

(顕彰の時期)

第4条 次の各号のいずれかの大会において行う。

- (1) 前条第1号該当者 在任期間が40年をこえることとなった直近の大会
- (2) 前条第2号該当者 改選期前の直近の大会
- (3) 前条第3号該当者 退任後の直近の大会

第5条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年5月15日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人への移行認定に伴い平成25年4月1日から施行する。